

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年4月1日

東御市長 花岡 利夫

### 1 入札に付する事項

- (1) 工事名：滋野児童館建設工事
- (2) 工事場所：東御市滋野乙2966-3の一部
- (3) 工事番号：6-般-1
- (4) 工期：本案件の請負契約は、東御市議会の議決を要するものである。  
(令和6年5月臨時会への上程を予定)  
議会議決の日から令和7年3月31日まで
- (5) 工事概要：木造平屋建 延床面積578.77㎡
- (6) 最低制限価格：設定あり

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は東御市財務規則（平成16年東御市規則第36号。以下「規則」という。）第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 東御市が付与した令和6年度入札参加資格の建築工事業の格付けがA級の者。
- (3) 東御市内に本社・本店を有する者（市内本店扱い認定者含む。）。
- (4) 東御市が付与した令和6年度入札参加資格の新客観点数が30点以上の者。
- (5) 建築工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する特定建設業許可又は一般建設業許可を有している者。  
なお、下請金額の総額が7,000万円以上となる場合には、建築工事業に係る特定建設業許可を有している者。
- (6) 建設業法第26条に規定する技術者を配置できること。  
なお、下請金額の総額が7,000万円以上となる場合には、監理技術者資格者証の交付及び監理技術者講習を受けている者であること。
- (7) 配置する技術者は、本工事の入札参加資格確認書提出日以前3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を有する者であること。
- (8) 入札申込日から入札日までの間に、東御市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱（平成16年東御市告示第14号）の規定による指名停止期間中でない者であること。（入札参加資格の確認を受けた後に、指名停止の措置を受けた場合は、入札参加資格は、取り消すものとする。）
- (9) 他の工事を受注したことにより配置技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに辞退届を提出することができる者であること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加する者に必要な資格について確認しますので、次のとおり書類等を提出してください。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込書（様式第1号）
- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ 配置予定技術者に関する調書（様式第3号）
- エ 経営事項審査結果通知書の写し（最新のもの）
- オ 資格等の写し（配置予定技術者の資格者証等）
- カ 配置予定技術者の恒常的雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）

(2) 提出方法

- ア 提出場所 東御市総務部総務課契約財産係
- イ 提出期限 令和6年4月10日（水）
- ウ 提出手段 持参又は郵送（郵送の場合、提出期限までに必着していることとします。）

(3) 入札参加資格の認定結果は、令和6年4月16日（火）に、入札通知書により発送します。

(4) 提出書類作成にかかる費用は、参加者の負担とし、申請のために提出された資料等は返却しません。

4 設計図書等を示す方法

設計図書、特記仕様書及び提出書類様式並びに入札・契約に係る留意事項は、東御市公式ホームページ（以下「東御市HP」という。）に掲載しているものからダウンロードしてください。

5 質問の受付及び回答

質問の受付及び回答は次のとおりとします。

- (1) 質問受付期間 令和6年4月17日（水）から同月23日（火）まで（土、日曜日を除く。）
- (2) 質問受付時間 質問受付期間におけるそれぞれの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 質問提出場所 総務部総務課契約財産係
- (4) 質問提出方法 東御市HPに掲載の質問書により、持参又はファクシミリとする。（ファクシミリの場合、電話にて提出の旨を連絡すること。）
- (5) 質問回答日時 原則として、令和6年4月26日（金）午後5時までに回答します。
- (6) 質問回答方法 東御市HPに随時掲載します。

6 入札の日時・場所及び入札方法

(1) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 令和6年5月8日（水）午前9時
- イ 場所 東御市役所本館2階全員協議会室

(2) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(3) 入札書に記載する金額

価格の総額について行います。なお、落札候補者の決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）をもって、落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるのかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を

入札書に記載してください。

(4) 入札書の提出時に提出する書類

ア 入札時には入札書と一緒に、正しく作成された工事費内訳書を提出してください。工事費内訳書の作成については東御市HP掲載の「工事費内訳書の作成にあつての注意事項」を確認してください。

イ 代理人が入札する場合は委任状を提出してください。

7 入札の無効

(1) 規則第112条各号に該当する入札書は、無効とします。

(2) 提出された工事費内訳書について審査項目に従い審査した結果、不備があつた場合は、その者の入札を無効とします。

8 落札者の決定方法

(1) 予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）以下で最低制限価格以上の範囲内で入札し、かつ工事費内訳書の一次審査において不備のない者のうち、最低の金額で入札した者を落札候補者とします。

(2) 開札終了後に、提出された工事費内訳書について審査を行い、不備のない場合には当該落札候補者を落札者として決定し、通知します。

9 契約方法等

本工事の請負契約は、東御市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年東御市条例第52号）第2条に規定する契約に該当するため、落札者決定後、落札者と仮契約を締結し、東御市議会の議決がなされたときにこれを本契約とみなします。

10 入札保証金、支払条件及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の5%とし、納付は免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合は納付を要します。

(2) 支払条件

ア 前払金

当該会計年度の出来高予定額の4割の範囲内で前金払することができます。

イ 中間前払金

当該会計年度の出来高予定額の2割の範囲内で中間前金払することができます。

ウ 部分払

原則として、規則第137条の規定による回数範囲内で部分払することができます。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金銭的保証

11 入札事務に関する問合せ先

東御市役所総務部総務課契約財産係

電話 0268-64-5805（直通）

ファクシミリ 0268-63-5431